災害弔慰金の支給等に関する法律 新旧対照表

〇災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)

(傍線部分は改正部分)

(準用規定) 第十一条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第第十一条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第の指定は、災害障害見舞金について	(準用規定) (準用規定) (準用規定) (準用規定) (準用規定) (準用規定) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
(新設)	し、及び公表するものとする。 (支給に当たって参酌すべき基準を速やかに作成る災害弔慰金の支給に当たって参酌すべき基準を速やかに作成る災害・国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係
附則	附則第五章 雑則(第十六条・第十七条)
第四章 災害援護資金の貸付け(第十条—第十五条)第一章—第三章 (略)	第四章 災害援護資金の貸付け(第十条—第十五条)第一章—第三章 (略)目次
現行	改正案

9、審議会その他の合議制の機関を置くよう努 7けに関する事項を調査審議するため、条例の 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに (新設) (新設)
(新設) で、)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額 災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額 災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額 災害援護資 で、)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額 災害援護資 で、)が災害援護資金の貸付けに関する事項を調査審議するため、条例のとする。 (新設) をころにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めとする。 (新設) で、)が災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
都市」という。)を除く。第十三条第一項を除き、以下 <u>この章にお</u> 都市」という。)を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。)が